



認 定 書

国住指第 3384 号
令和 2 年 2 月 10 日

ニチハ株式会社
代表取締役社長 山中 龍夫 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号及び第三号（屋根：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-1834-2(1)
2. 認定をした構造方法等の名称
住宅屋根用化粧スレート・硬質木片セメント板表張／軽量鉄骨下地屋根
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。



素晴らしい人間環境づくり

ニチハ株式会社

管理番号 NICHHA・F-



1. 構造名：

住宅屋根用化粧スレート・硬質木片セメント板表張／軽量鉄骨下地屋根

2. 仕様の寸法：

仕様の寸法を表1に示す。

表1 仕様の寸法

項 目	仕 様
支持部材間隔	2000mm以下
たるき間隔	610mm以下
屋根葺材の種類	スレート葺き

3. 仕様の主構成材料：

仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 仕様の主構成材料

項 目	仕 様
たるき	材料：一般構造用軽量形鋼(JIS G 3350) 形状・寸法：(1)又は(2) (1)□-100×50×20×2.3mm以上 (2)□-100×50×2.3mm以上
屋根葺材	仕様：住宅屋根用化粧スレート(JIS A 5423) 葺材単位面積質量：24.2kg/m ² 以下
裏打材	仕様：なし
野地板	材料：硬質木片セメント板(JIS A 5404) 厚さ：18(-2)mm以上 密度：1.1(-0.1)g/cm ³ 以上 表面塗料：①～⑦のいずれか、又は組み合わせ ①アクリルウレタン樹脂系塗料 ②アクリル樹脂系塗料 ③アクリルシリコン樹脂系塗料 ④フッ素樹脂系塗料 ⑤エポキシ樹脂系塗料 ⑥無機質系塗料 ⑦なし 塗布量(有機固形分量)：200g/m ² 以下

4. 仕様の副構成材料：

仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 仕様の副構成材料

項 目	仕 様
たるき取付金物	<p>材料：一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101)</p> <p>形状・寸法：①～③の一、又は組合せ(但し、②についてはたるきダブル部位のみに使用)</p> <p>①不等辺山形鋼又は山形鋼 L-75×75×6mm以上</p> <p>②平鋼 FB-6×75×65mm以上</p> <p>③リブ付き山形鋼 L-75×75×6mm以上</p> <p>リブ寸法：10×40×1.6mm以上</p> <p>リブ本数：1本以上</p>
たるき留付材	<p>材料：①及び②、又は③</p> <p>①六角ボルト (JIS B 1180)</p> <p>寸法：M12×25mm以上</p> <p>②ナット (JIS B 1181)</p> <p>寸法：M12以上</p> <p>③アーク溶接</p> <p>溶接幅：2.3mm以上</p> <p>溶接長さ：20mm以上</p>
防水材	<p>材料：①～⑤の一</p> <p>①アスファルトルーフィングフェルト (JIS A 6005)</p> <p>②合成高分子系ルーフィングシート (JIS A 6008)</p> <p>③改質アスファルトルーフィングシート (JIS A 6013)</p> <p>④改質アスファルトルーフィングシート</p> <p>(JWMA規格ARK04S-04、ARK08-02、ARK14W-04、ARK16K02)</p> <p>①～④の単位面積質量の呼び：1500以下</p> <p>⑤透湿防水シート (JIS A 6111)</p> <p>単位面積質量：1500g/m²以下</p>
野地板目地	<p>仕様：(1)～(4)の一</p> <p>(1)目透かし目地+ジョイナー</p> <p>ジョイナーの材料：①～⑮の一</p> <p>①塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320)</p> <p>(国土交通大臣認定不燃材料：NE-0042、NE-0046)</p> <p>②熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304)</p> <p>③冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305)</p> <p>④塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322)</p> <p>⑤溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321)</p> <p>⑥塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312)</p> <p>⑦溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302)</p> <p>⑧塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318)</p> <p>⑨溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317)</p> <p>⑩電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)</p> <p>⑪溶融アルミニウムめっき鋼板 (JIS G 3314)</p> <p>⑫両面ポリエステル樹脂系塗装/アルミニウムめっき鋼板</p> <p>(国土交通大臣認定不燃材料：NM-9583、NM-9584)</p> <p>⑬フッ素樹脂系塗装/裏面ポリエステル樹脂系塗装/アルミニウムめっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-9662)</p> <p>⑭両面アクリル樹脂系塗装/亜鉛めっき鋼板</p> <p>(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8341、NM-8514)</p> <p>⑮両面ポリエステル樹脂系塗装/溶融アルミニウムめっき鋼板</p> <p>(国土交通大臣認定不燃材料：NM-1863)</p>

つづく

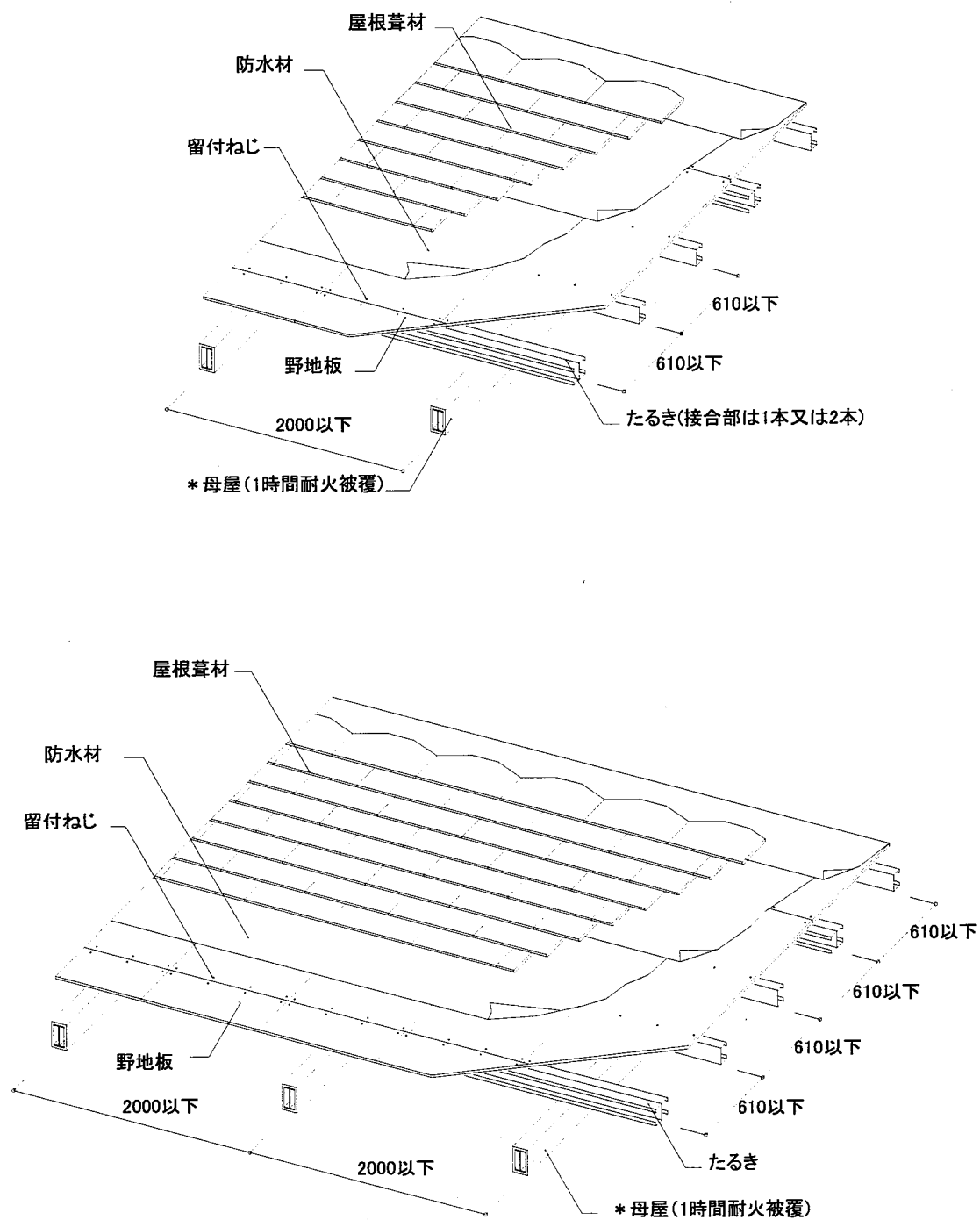
つづき

野地板目地	<p>⑩塗装／亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697)</p> <p>⑪建築構造用溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064、0065、0069、0070、0365、0395)</p> <p>⑫フッ化ビニリデン樹脂系塗装／両面アクリル・塩化ビニル樹脂系塗装／亜鉛めっき鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8400)</p> <p>⑬アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8027)</p> <p>⑭ポリエステル樹脂系塗装／アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8028)</p> <p>⑮塗装亜鉛合金板／塗装鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NE-0040、NE-0044)</p> <p>⑯亜鉛合金板／塗装鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NE-0041、NE-0045)</p> <p>⑰塗装亜鉛合金板／鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NE-0042、NE-0046)</p> <p>⑱亜鉛合金板／鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NE-0043、NE-0047)</p> <p>⑲伸銅品(JIS H 3100)、(JIS H 0500)、(JIS H 5120)、 又は(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8586～NM-8595の一)</p> <p>⑳チタン展伸材(JIS H 4600)、(JIS H 4657)、 又は(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8596)</p> <p>塗装品の塗装の種類：1)～8)の一</p> <p>1)ポリエステル系樹脂塗料</p> <p>2)アクリル系樹脂塗料</p> <p>3)シリコーン系樹脂塗料</p> <p>4)アミノ・アルキド系樹脂塗料</p> <p>5)塩化ビニル系樹脂塗料</p> <p>6)フッ素系樹脂塗料</p> <p>7)エポキシ系樹脂塗料</p> <p>8)ウレタン系樹脂塗料</p> <p>塗布量：65g/m²以下(片面)、130g/m²以下(両面)</p> <p>ジョイナーの厚さ：0.27mm以上</p> <p>ジョイナーの形状：T型又はH型</p> <p>(2)突付け目地</p> <p>(3)突付け目地＋ジョイナー ジョイナーの材料、厚さ及び形状：(1)と同じ</p> <p>(4)突付け目地＋テープ テープの材質：アルミニウム</p> <p>テープの厚さ：0.2mm以上</p> <p>テープの幅：20mm以上</p>
留付材	<p>屋根葺材固定用：</p> <p>材料：ねじ</p> <p>材質：鋼製又はステンレス鋼製</p> <p>寸法：呼び径φ4.0×長さ20mm以上</p> <p>留付間隔：800mm以下</p> <hr/> <p>野地板固定用：</p> <p>材料：ねじ</p> <p>材質：鋼製又はステンレス鋼製</p> <p>寸法：呼び径φ4.0×長さ30mm以上</p> <p>留付間隔：303mm以下</p>

5. 仕様の構造説明図：

仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

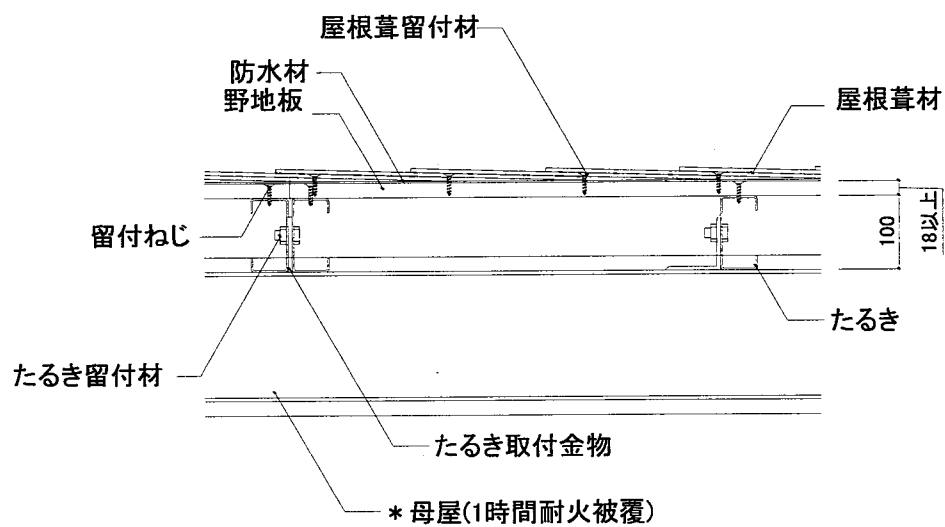
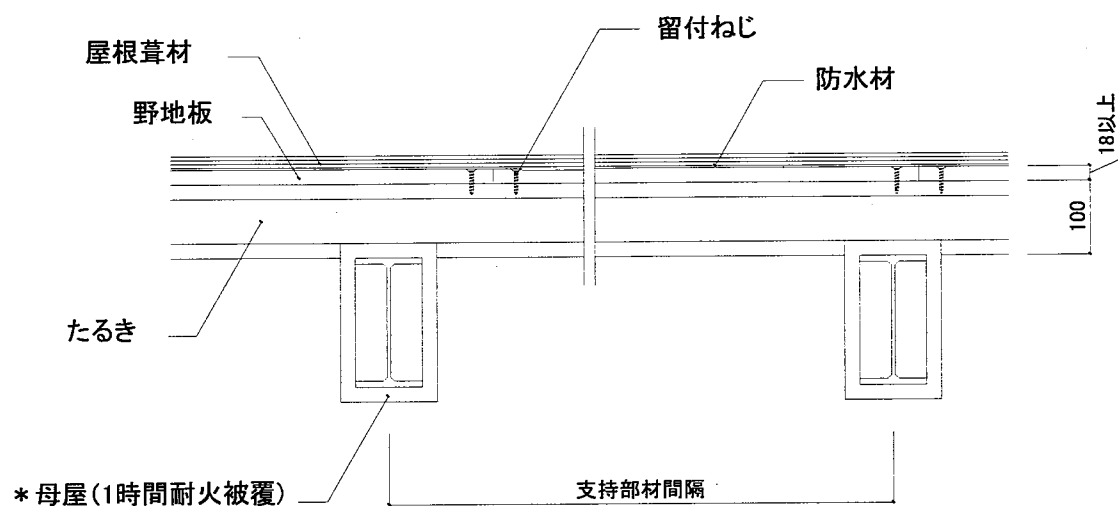
寸法単位：mm



*評価対象外

図1 構造説明図

寸法単位：mm



*評価対象外

図2 構造説明図

単位mm

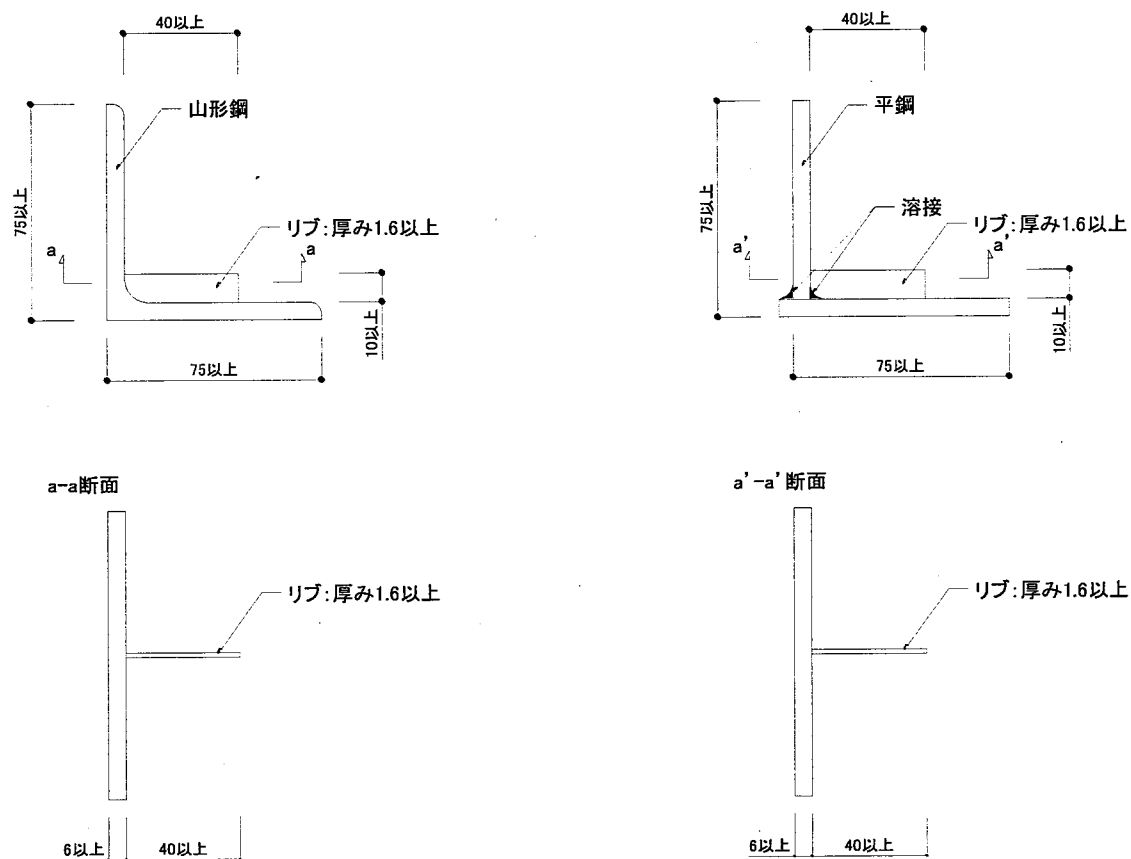


図3 構造説明図(たるき取付金物: ③リブ付き山形鋼)

6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

(1) 支持部材

支持部材は、構造耐力上安全なものとし耐火被覆を施す。但し、平成12年建設省告示第1399号第4第三号への規定に該当する場合には、耐火被覆を施さなくてもよい。

(2) 下地

1) たるき取付金物を、たるき間隔610mm以下になるように、母屋等に電気溶接で取り付ける。

たるきダブル部位に用いるたるき取付金物は、たるき間隔の3倍の1820mm以下の位置に設ける。また、たるきダブル部位にたるき取付金物の①山形鋼を用いる場合は、鋼製スペーサー等によりたるきが転倒しないように措置を講じるものとする。

2) たるき留付材を用いて、たるき取付金物にたるきを取り付ける。

(3) 野地板の取り付け

1) 割付図に従って野地板を配置する。

2) ジョイナーを用いる場合は、目地部の縦方向(たるきに対し直交方向)にジョイナーを挿入する。

3) 野地板は、野地板固定用留付材を用いて、野地板端部から100mm以内の位置でたるきに留付ける。

(4) 防水材の張付け

1) 防水材を、重ね代100mm以上となるように野地板の上に敷き込む。

2) 必要に応じて金属製のステーブル等の留付材で仮留めする。

(5) 屋根葺き

屋根葺材を、屋根葺材固定用留付材を用いて野地板に留付ける。